

令和 4 年度

# 宮城県薬物乱用対策報告書

---

令和 3 年度における薬物乱用対策の  
実施状況・目標達成状況

---

宮城県薬物乱用対策推進本部



## 目 次

第1部 総説	P1
概況	P1
基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進	P1
基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進	P2
基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底	P3
第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況	P5
第1章 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進	P5
対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化	P5
【取組 1-1】講演会等による啓発, 麻薬探知犬デモンストレーション	
【取組 1-2】教職員への共通理解の徹底, 生徒保護者への啓発	
【取組 1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用	
【取組 1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成	
【取組 1-5】薬物乱用防止教室の推進	
【取組 1-6】各市町村教育委員会, 県立高校への通知	
【取組 1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用	
【取組 1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発	
関係資料	P12
対策2 青少年や家庭, 地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進	P14
【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動, 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開	
【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等	
【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進	
【取組 2-4】PTAに対する研修会等を利用した保護者への啓発	
【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動	
【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請	
【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発	
【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請	
【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発	
【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実	
【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開	
【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信	
【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化	
【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布	
関係資料	P22
対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知	P25
【取組 3-1】教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実	
【取組 3-2】教育相談充実事業	
【取組 3-3】県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需	
【取組 3-4】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	
関係資料	P28
第2章 基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進	P30
対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知	P30
【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進	
【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底	
【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実	
【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実	

関係資料・・ P33

**対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P35

- 【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催
- 【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供
- 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実
- 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業
- 【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進
- 【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

**対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化**・・・・・・・・・・・・ P39

- 【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
- 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発
- 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携
- 【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実
- 【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援
- 【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

関係資料・・ P42

**第 3 章 基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P43

**対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化**・・・・・・・・・・・・ P43

- 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有
- 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進
- 【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化
- 【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

関係資料・・ P49

**対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P52

- 【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導
- 【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

関係資料・・ P54

**対策 9 水際対策の徹底**・・ P55

- 【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実
- 【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施
- 【取組 9-3】 関係機関の連携強化
- 【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底
- 【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化
- 【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析
- 【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P60

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P62

# 第1部 総説

## 概況

令和3年における我が国の薬物事犯の検挙人員は14,408人と前年より159人減少し、直近5年間では同水準で推移している。うち覚醒剤事犯は7,970人と6年連続で減少し、3年連続で1万人を下回ったものの、依然として全薬物事犯中に占める割合は最多である。

一方、大麻事犯は8年連続で増加し、過去最多を更新する5,783人が検挙された。特に30歳未満の大麻事犯は大麻事犯全体の68%を占めているほか、20歳未満の大麻事犯が初めて1,000人を記録するなど、若年層を中心に乱用が拡大している。

その他、麻薬・向精神薬事犯の検挙人員は639人と前年より1人増加し、ほぼ横ばいで推移しているものの、過去10年でみると最多を記録した。その内訳を前年と比較すると、コカインの検挙人員が減少した一方、MDMA等錠剤型合成麻薬の検挙人員が増加した。また、危険ドラッグ事犯の検挙人員は平成27年以降減少傾向にあったが、令和3年は164人と前年より5人増加した。

覚醒剤事犯の再犯者率は66.9%と15年ぶりに減少したものの、依然として高い水準にあることから、関係機関との連携を強化し、薬物乱用者に対する適切な治療・処遇、社会復帰支援を推進する必要がある。

令和3年の本県における薬物事犯による検挙人員は152人と、前年の170人に比べて18人減少した。また、覚醒剤事犯による検挙人員は96人、大麻事犯による検挙人員は44人であり、令和2年のそれぞれ100人、61人に比べて減少しているものの、麻薬事犯による検挙人員が増加していることなど憂慮すべき状況は続いている。

このような状況を踏まえ、「薬物乱用のないみやぎ」の実現に向け、県内の各関係機関が連携し宮城県薬物乱用対策推進計画（平成31年3月策定）に掲げる3つの基本目標、9の対策に基づく60の取組を行う必要がある。

本報告書は、宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）の3年目である令和3年度における、各種対策の実施状況等について公表するものである。

## 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

### 対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、横浜税関仙台塩釜税関支署、同仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部及び県保健福祉部薬務課では、教育機関等からの要請に基づき講師を派遣することにより、若年層等に対して乱用薬物に関する正しい知識の普及啓発を図った。派遣先は、小学校から大学まで、さらに民間のグループ等多岐にわたっている。

令和3年度の薬物乱用防止教室の開催率は、小学校79.9%、中学校75.2%、高等学校79.5%、全体78.4%となり、令和元年度と比較し、全体として8.6%減少した。児童・生徒に対する普及啓発が極めて重要であることから、目標の開催率100%に向けて様々な施策を行う必要がある。

講師派遣にあたり、薬物乱用防止に関する知識が豊富な人材を幅広く育成する必要がある。東北厚生局麻薬取締部及び県保健福祉部薬務課では、教員、職務上指導的立場にいる者、民間団体で講師を務める者等に対し、資質向上を目的とした講演等を行った。その結果、最新の薬物乱用防止に関する情報や薬物乱用防止教室の進行に必要な要点などについて参加者の理解を深めることができた。

### 対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

県保健福祉部薬務課では、例年、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを9

月に陸上自衛隊仙台駐屯地や、各地区で祭事等の会場や大型ショッピングセンターにおいて実施しており、薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、声かけ運動や啓発資材の配布等により啓発活動を行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

県警察本部少年課では、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を継続的に実施した。補導した不良行為少年は令和2年から348人増加した。街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報することで、少年が薬物事犯を含む犯罪に手を染めにくい環境の整備が図られている

仙台保護観察所では、社会を明るくする運動の一環として、青少年をはじめとした地域住民約1,920人に対し、非行・薬物乱用防止教室等の啓発活動を行った。

県環境生活部共同参画社会推進課では、青少年健全育成条例に基づき有害図書類を指定しており、違法薬物の使用を助長する描写が含まれている書籍を2冊、犯罪を誘発するものとして指定した。

### **対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知**

宮城労働局では、労働安全衛生法に基づき、有機溶媒を使用している事業者に対して、適正な使用を指導した。

県教育庁では、全公立小中学校（仙台市を除く）及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するなど、相談体制の充実を図った。また、県総合教育センターに「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。これにより、生徒・保護者・教員からの広範囲にわたる相談を専門家が確実に対応できる体制が整備され、この中で薬物乱用防止対策の役割も果たされている。また、関係機関と連携しながらその環境改善を支援するスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会や一部の県立高等学校に配置した。

## **基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進**

### **対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知**

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、県保健福祉部精神保健推進室、同精神保健福祉センター及び同薬務課では、各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る各種の相談窓口を設置し、広く周知を行うと共に、相談対応を行った。特に、仙台ダルクやアロー萌木等の薬物依存回復訓練施設は、薬物乱用者及びその家族にとって大きく信頼できる窓口となっている。

### **対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等**

県保健福祉部精神保健福祉センターでは、当事者支援プログラムを月に1回実施した。また、依存症家族教室を開催し、薬物依存症のその家族5名が参加した。

仙台保護観察所では、引受人会を集団で5回実施し、延べ57人が参加した。仙台保護観察所のほか、仙台ダルク、県保健福祉部精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場とした。

宮城労働局では、矯正施設及び更生保護機関から支援依頼のあった者に対して就労支援を実施し、支援対象者は102名、就職者数は60名であった。

県保健福祉部社会福祉課では、「地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所等の矯正施設出所予定者に対して、社会復帰と地域生活への定着に向けて支援を行った。

県保健福祉部精神保健推進室では、依存症治療拠点機関として選定した医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心

理教育等を実施した。

#### **対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化**

仙台保護観察所では、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を 41 回実施し、薬物事犯保護観察対象者 62 名が受講した。担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、保護観察対象者等に対する処遇の充実を図った。

また、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を 10 回開催し、関係機関相互のより緊密な連携を図った。相談機関一覧を掲載したリカバリーカードを改訂した。

仙台少年鑑別所では、在所者に対し、計画的に薬物に関する視聴覚教材を放送し、感想文を記載させることで薬物に関する問題意識の醸成を図った。

### **基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底**

#### **対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化**

各取締り機関は、令和 3 年における県内の覚醒剤事犯検挙人員の 57% を占める暴力団関係者の検挙や密売組織の壊滅に向け、取締りを強化している。

県警察本部銃器薬物対策課及び同暴力団対策課では、各種警察活動を通じた情報収集のほか、末端乱用者の検挙を端緒として上部被疑者に対する突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明と組織壊滅のための捜査を推進した。

東北厚生局麻薬取締部では、末端乱用者の事件を端緒に突き上げ捜査を実施し、暴力団組長含む合計 4 人を逮捕した。また、令和 3 年度「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を书面開催し、管内の検察庁、警察等の関係取締機関と情報共有し、関係機関との連携、協力の必要性について共通認識が得られた。

県保健福祉部薬務課では、大麻取締法、あへん法等により栽培が禁止されている不正植物の発見・除去を行い、令和 3 年度は不正けし 5,509 本を処分した。大麻については、昨今、全国的に大麻開放論者による大麻栽培者免許申請の相談が相次いでいるため、関係機関と連携の上、適切に対処していく。また、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物として 3 物質を指定した。危険ドラッグについては取締りを強化した結果、販売店舗は全滅したものの、インターネット等により流通が潜在化しているため、関係機関との連携を密にしながら、県内への危険ドラッグ等の流入阻止を図る。

#### **対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理**

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の適正使用状況を確認するために東北厚生局麻薬取締部と県保健福祉部薬務課が連携し、必要に応じて合同立入検査等を行った。

県保健福祉部薬務課では、薬物四法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法）に基づく免許・許可・指定等業者に対しては、立入検査等により指導・監視を行い、医療用麻薬等の不正ルートへの流出、不正使用及び不正製造の防止に努めている。

#### **対策 9 水際対策の徹底**

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されたものであり、違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生していることから、関係機関が水際対策連絡会議を構成して情報の共有化、効果的な取締り体制を構築し、密接な連携のもと、水際対策の強化に取り組んでいる。

仙台出入国在留管理局では、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策を実施している。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内空海港における旅客便は運航中止となったことから、薬物法令違反に係る外国人の上陸拒否事案及び偽変造文書行使事案は発生しなかった。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、関係機関との人事交流及び情報共有を図った。また、県

内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報の提供依頼を行った。さらに、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

横浜税関仙台空港税関支署では、航空関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施した。

東北厚生局麻薬取締部では、情報交換や連携の強化を図るため、麻薬取締協議会を书面開催した。



## 第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況

# 第1章

### 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

薬物乱用防止の啓発の充実を図ることにより、青少年等が薬物乱用に手を出さない環境を作り出すことを目的とする。

### 対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

#### 1 個別目標と各種事業

##### 個別目標

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② 児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。
- ③ 覚醒剤、大麻、向精神薬等の有害性・危険性を的確に周知する。
- ④ 薬物乱用防止教育を徹底することにより、未成年者及び20歳代の薬物乱用者を根絶する。
- ⑤ 公立学校だけでなく、私立学校でも薬物乱用防止対策を徹底させる。

##### 各種事業

- 【取組1-1】講演会等による啓発，麻薬探知犬デモンストレーション
- 【取組1-2】教職員への共通理解の徹底，生徒保護者への啓発
- 【取組1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用
- 【取組1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成
- 【取組1-5】薬物乱用防止教室の推進
- 【取組1-6】各市町村教育委員会，県立学校への通知
- 【取組1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用
- 【取組1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

## 2 施策の実施状況

【取組 1-1】 講演会等による啓発，麻薬探知犬デモンストレーション

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署，横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『仙台塩釜税関支署』

教育機関等からの税関業務見学会及び講演等の依頼により，青少年層に対し不正薬物の有害性・危険性について啓発活動を実施する。

『仙台空港税関支署』

薬物乱用の根絶に向け，薬物の危険性を認知していない若年層に対し，麻薬探知犬のデモンストレーションを行って興味を与えながら，薬物の有害性・危険性について啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『仙台塩釜税関支署』

学校からの依頼により，薬物乱用防止講演を実施し，不正薬物の有害性，危険性について啓蒙活動を実施した。

また，講演会の際に麻薬探知犬デモンストレーションを実施し，薬物取締を行っている税関についてのPRをした。

税関の不正薬物に対する取締状況や，不正薬物の使用による有害性，危険性について理解が得られた。今後も依頼に対し積極的に対応する。

『仙台空港税関支署』

近隣教育委員会及び小中学校に対し，薬物乱用防止教室の説明を行い，依頼のあった中学校に対して薬物乱用防止教室を実施した。

薬物の危険性を認知していない若年層に対し，薬物の有害性・危険性を啓発することは，薬物乱用根絶に向けた取組として有効な活動である。

【取組 1-2】 教職員への共通理解の徹底，生徒保護者への啓発

【機関名】 県教育義務教育課，県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

毎年2回，7月と2月に「生徒指導担当指導主事連絡会議」を開催する。各教育事務所の生徒指導担当指導主事に，問題行動等の対策及び薬物乱用防止の指導について共通理解を図る。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

- ・高等学校生徒指導主事連絡協議会
- ・高等学校生徒指導主事研修会
- ・各学校の学校保健計画に薬物乱用防止講話を必ず位置付ける。

**【実施結果及び評価・考察】**

『県教育庁義務教育課』

生徒指導担当指導主事連絡会議では、問題行動等の現状と課題、対策等について共通理解を図り、薬物乱用防止教育を含め指導の徹底を確認した。また、指導主事学校訪問等でも各学校への薬物乱用防止教室の実施について促した。

各種会議において教職員への薬物乱用防止の共通理解を図り、学校における薬物乱用防止教育を継続的に行っていくことができた。薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付けるなどしながら各学校が薬物乱用防止教育を徹底するよう、今後も一層の周知を図る必要がある。

『県教育庁高校教育課』

各種会議の開催により、生徒指導担当教員等に対する薬物乱用防止についての共通理解を図るとともに、各学校において生徒・保護者への啓発を行った。

薬物乱用防止の必要性についての理解を深めることができた。

**【取組 1-3】 薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用**

**【機関名】 県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発訪問事業で貸し出される、薬物に関するクイズパネルや的あてセットは視覚的に分かりやすく、子供達に薬物の恐ろしさを楽しみながら学んでもらえるため、キャンペーン等で積極的に活用する。

**【実施結果及び評価・考察】**

令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

**【取組 1-4】 薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成**

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県教育庁保健体育安全課，県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止教室等に対する麻薬取締官等の派遣

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室は、発達段階を踏まえた内容で実施することが、一次的な予防の観点で大変重要視されている。このことから薬物乱用防止教育に関わっている指導者に対して、最新の知識の理解と資質向上を目的として専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした講習会を実施する。

『県保健福祉部薬務課』

薬物乱用防止啓発活動を積極的に実施している薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等を中心に講師希望者を募り、派遣体制を充実させる。講師は、各機関で開催する研修会等を受講し、知識の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

実施結果は以下のとおり。

中学校 1件

宮城県教育庁 1件

その他団体（ライオンズクラブ等） 7件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施しにくい状況が続いているが、依頼があれば全件受理し、ウェブを利用するなど工夫して行っている。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室講師の派遣を行っていることを学校に周知し、開催率の向上について働きかけを行った。

薬物乱用防止教室指導者講習会については、令和2年度で文部科学省事業が終了したため、令和3年度は予算のかからない形で、教職員を対象としてオンラインで開催した（申込22人）。参集による感染リスクを回避できただけでなく、これまで参加が難しかった遠方の学校も受講が可能となった。

『県保健福祉部薬務課』

平成18年度から講師派遣事業を実施しており、各地区で薬物乱用防止指導員や学校薬剤師が実績を残した。特に仙台市内は、（公社）仙台市薬剤師会が積極的にこの事業に参加貢献しており、各地区に担当者が確立され、依頼のあった学校に講師を派遣している。

民間団体であるライオンズクラブでは、毎年薬物乱用防止教室の講師を育成するために講師教育講師養成講座を開催しており、依頼に基づき県薬務課職員を講師として派遣することで、講師の担い手の充実、講師の資質向上を図った。

今後も他の地区でも派遣講師の充実を目指すとともに、県教育庁と協力して派遣講師を利用してもらうように努めるとともに、昨今、中学生や高校生といった未成年が大麻や覚醒剤に係る犯罪で検挙される事例が全国的に散見されることから、報道記事を講習用資料に盛り込むなどして、生徒に薬物乱用問題が身近なことであると感じさせるよう努めることとする。

【取組1-5】 薬物乱用防止教室の推進

【機関名】 県警察本部少年課，県警察本部銃器薬物対策課，県教育庁保健体育安全課，  
県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部少年課』

薬物禍を理解させるための効果的な広報資料を作成し、活用する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

生徒や学生等に対し、薬物の弊害・害悪について正しい認識を広めるため、薬物乱用防止教室に講師を派遣する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室の実施は、「学校において学校が進める薬物乱用教育の一環として学校保健計画に位置付け、すべての学校で年1回は必ず実施すること」としているため、県立学校及び市町村立学校に実施を呼びかける。

また、管理職による会議等を利用し、年1回は薬物乱用防止教室を完全実施するように依頼するとともに、教科教育との連携により、効果を高められるように周知する。

『県保健福祉部薬務課』

学校や団体の希望に沿う講師を派遣することで、薬物乱用防止教室の開催を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部少年課』

小学校・中学校・高等学校において薬物乱用防止教室を開催した。

県内における少年の薬物事犯の検挙人員は、平成29年及び平成30年中は0人であったが、令和元年中は5人、令和2年は12人、令和3年は9人となっており、今後も増加が懸念されるため、更なる薬物乱用防止対策を推進する必要がある。

<参考>

県警で実施した薬物乱用防止教室の開催校数

(小学校, 中学校, 高等学校の合計)

平成28年度	122校
平成29年度	127校
平成30年度	84校
平成31・令和元年度	90校
令和2年度	62校
令和3年度	109校

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用し、小中学, 高校, 大学, 職場において、薬物乱用防止教室や講話を延べ75回実施した。

若年層に対し、薬物乱用の危険性を認識させたほか、規範意識を醸成した。今後も継続して生活安全部門と連携して講話等を推進する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室の開催状況は、文部科学省の全国調査に協力し、その結果を基に把握している。令和3年度は調査が行われたが、調査方法が変更となり、当課で把握したのは仙台市以外の公立学校のみである。コロナ禍で集合する行事が制限されていたことから、開催率は例年よりも低い数値にとどまった。

県内における薬物乱用防止を進めるためには、国の対策のみに頼ることなく、県として学校に対する積極的な働きかけが必要となってくる。

教科指導においても教科の横断的な取組により、薬物乱用防止に対する意識を高め、健康で文化的な生活を営むために必要な指導を展開できることから、指導者に薬物乱用防止教育と関連付けた教育観を持たせるように働きかける必要がある。

『県保健福祉部薬務課』

令和3年度に学校薬剤師，薬物乱用防止指導員，保健所担当職員などを講師として派遣した学校数は255校，薬物乱用防止教室の受講者は21,893人であり，例年より減少したものの，受講者数は下げ止まっている。これは，ウェブの活用等により1回当たりの受講者数が増加したためと考えられる。薬物乱用防止教室講師派遣事業について，ホームページや保健所等の関係機関による地道な周知活動を継続することが重要である。

今後も，関係機関と連携しながら，各地区の教育委員会に対し，より一層の認知度向上及び講師派遣にかかる手順等の周知徹底を図り，薬物乱用防止教室の開催を支援していくこととする。

		小学校	中学校	高等学校	その他	合計
派遣学校数 (校)	H28年度	163	56	45	6	270
	H29年度	184	62	43	3	292
	H30年度	182	83	41	7	313
	H31・R1年度	192	59	51	1	303
	R2年度	171	65	43	13	292
	R3年度	145	62	35	13	255
受講者数 (人)	H28年度	8,412	7,135	9,385	335	25,267
	H29年度	8,587	10,111	9,841	93	28,632
	H30年度	8,996	10,468	9,844	193	29,501
	H31・R1年度	9,477	7,578	11,060	10	28,125
	R2年度	7,056	5,311	9,448	376	22,191
	R3年度	7,075	7,023	7,320	475	21,893

薬物乱用防止教室講師派遣実績（県保健福祉部薬務課関係分）

【取組1-6】 各市町村教育委員会，県立学校への通知

【機関名】 県教育庁義務教育課，県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

薬物乱用の問題については，長期休業中に児童生徒が巻き込まれる可能性が高いため，学校の長期休業前に「長期休業中の生徒指導について」を通知し，薬物乱用防止の徹底を周知する。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

長期休業（夏季休業・冬季休業）前に，各市町村教育委員会，県立高校への通知

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

各市町村教育委員会に対し，「長期休業中の生徒指導について」の通知を長期休業前に発出し，薬物乱用防止の徹底について解説を加え，周知した。

長期休業前に通知したことで，各学校では，児童生徒及び保護者に薬物乱用防止について周知することができた。

『県教育庁高校教育課』

通知文書により、教員や生徒、保護者に対する薬物乱用防止の徹底を図った。  
各学校における薬物乱用防止教育を継続的に行うことができた。

【取組 1-7】 学校警察連絡協議会連絡会議の活用

【機関名】 県教育庁高校教育課

【事業の概要】

年2回の学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する情報の共有を図り、学校での薬物乱用防止教育を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する資料を配布し、情報の共有を図った。また、県内25地区の学校警察連絡協議会でも薬物使用の状況、薬物乱用防止について周知を行った。

平成14年度に締結された、学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の周知と、警察との更なる連携による、薬物乱用に関する情報共有をこれからも進めていく必要がある。

【取組 1-8】 私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 県総務部私学・公益法人課

【事業の概要】

私立小・中・高等学校等に対し薬物の乱用防止と薬物乱用防止教室開催の必要性等を周知するとともに、薬物乱用に繋がりがねない問題行動や心の問題に対応できる相談体制の整備を図る。

【実施結果及び評価・考察】

文部科学省作成の薬物乱用防止に係る通知等を周知するとともに、スクールカウンセラーを配置する私立小・中・高等学校に対して補助し、学校の取組を支援した。

スクールカウンセラーと教員が生徒に関する問題を情報交換することで、学校として適切に指導・対応できることが見込まれる。

### 3 関係資料

表 1-1-1 本県における薬物乱用防止教室の開催状況

	H28			H29			H30		
	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率
小学校	389	319	82.0%	385	341	88.6%	375	328	87.5%
中学校	210	176	83.8%	209	188	90.0%	205	190	92.7%
高等学校	87	73	83.9%	87	78	89.7%	86	76	88.4%
中等教育学校	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
義務教育学校							1	1	100.0%
合計	688	569	82.7%	683	608	89.0%	669	596	89.1%
全国平均	-	-	82.5%	-	-	83.5%	-	-	83.2%

	H30・R1			R2			R3		
	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率
小学校	374	324	86.6%						79.9%
中学校	205	179	87.3%						75.2%
高等学校	87	77	88.5%						79.5%
中等教育学校	2	1	50.0%						
義務教育学校	1	1	100.0%						
合計	669	582	87.0%						78.4%
全国平均	-		-						75.0%

出典：県教育庁保健体育安全課

※ 令和2年は文部科学省の調査が行われていないため不明。



表 1-1-2 薬物乱用防止教室講師を対象とした講習会の開催状況

年度	参加人数	内 容
H28	94 名	(1) 講義「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室」 (宮城県保健福祉部薬務課 監視麻薬班 技師) (2) 実践発表「中学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方 ～自己肯定感を高め、適切な意志決定や行動選択ができる生徒の育成をめざして～」 (大河原町立金ヶ瀬中学校 養護教諭) (3) 研究協議「学校における薬物乱用防止教育の進め方と課題」 (指導助言：一般社団法人宮城県薬剤師会 常任理事) (4) 講義「薬物乱用の病態から薬物乱用防止教室を考える」 (神奈川県立精神医療センター 専門医療部長)
H29	448 名	(1) 説明「薬物乱用防止五か年戦略における薬物乱用防止教室の位置付けと必要性」 講師：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏 氏 (2) 講演「依存症の病態と薬物乱用防止教育のあり方」 講師：地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター専門医療部長 小林桜児 氏 (3) 講演「青少年における薬物乱用の現状と薬物乱用防止教育の必要性」 講師：東京薬科大学 教授 北垣邦彦 氏 (4) シンポジウムテーマ「学校・家庭・地域が連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育～多様化 する薬物乱用問題に対応するために～」 コーディネーター：東京薬科大学教授 北垣邦彦 氏 シンポジスト：大崎市立古川中学校校長 鈴木文也 氏 宮城県薬剤師会 常任理事 北村哲治 氏 オブザーバー：神奈川県立精神医療センター専門医療部長 小林桜児 氏 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏 氏
H30	78 名	「薬物乱用防止教室指導者講習会」 (1) 講義 1：「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室講師派遣事業について」 (宮城県保健福祉部薬務課 監視麻薬班 技師) (2) 実践発表：「学校における薬物乱用防止啓発の取組」 塩竈市立浦戸中学校養護教諭 梶原千紘 氏 (3) 話題提供：「水際対策における税関の役割」 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課課長 小林憲勇喜 氏 「麻薬探知犬による麻薬探知デモンストレーション」 横浜税関監視部麻薬探知犬管理センター仙台事務所 (4) 講義 2：「嗜癖問題と早期対応について」 医療法人東北会東北会病院院長 石川達 氏
H31 R1	-	※ 未実施
R2	-	※ 未実施
R3	22 名	「薬物乱用防止教室指導者研修会」※オンライン研修 講義：「少年大麻事犯の現状と薬物乱用防止対策について」 東北厚生局麻薬取締部 麻薬取締官

出典：県教育庁保健体育安全課

※ 参加者：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員、学校医、学校薬剤師、警察職員、保健福祉関係職員、環境生活関係職員、薬物乱用防止指導員 ほか

## 対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

### 1 個別目標と各種事業

個別目標
<ul style="list-style-type: none"><li>① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。</li><li>② 有職、無職少年を重点的な対象として、労働関係機関において積極的な啓発を実施する。</li><li>③ 保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発をより一層図っていき、各家庭において、保護者と子どもたちとの間で薬物乱用防止に関するコミュニケーションが図られるようにする。</li><li>④ 毎年度、薬物乱用防止指導員が、集会・会合・祭事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を延べ5万人に対して行う。</li><li>⑤ 各種広報媒体を効果的に活用し、「違法薬物等は、買わない、使わない、かかわらない。」を浸透させる。</li></ul>
各種事業
<ul style="list-style-type: none"><li>【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開</li><li>【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等</li><li>【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進</li><li>【取組 2-4】PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発</li><li>【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動</li><li>【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請</li><li>【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発</li><li>【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請</li><li>【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発</li><li>【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実</li><li>【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開</li><li>【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信</li><li>【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化</li><li>【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布</li></ul>

## 2 施策の実施状況

【取組 2-1】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動，麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止大会への出席

『県保健福祉部薬務課』

本運動は，官民一体となり，国民の薬物乱用問題に対する認識を高め，併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り，国内外における薬物乱用防止に資するために行うものである。

6月から9月にかけての「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間や10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間に合わせて，県内の若年層や青少年が集まる場において，高校生ボランティア，薬物乱用防止指導員等が知識の普及啓発に関するチラシの配布，声掛け運動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

新型コロナウイルスの影響で，各県集合しての開催がなかった。

『県保健福祉部薬務課』

例年夏に陸上自衛隊仙台駐屯地で宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施し，県内各地の薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと，未就学児，小学生，中学生，高校生，20歳代から30歳代を中心とした来場者に対して声掛け運動や啓発資材の配布などを実施するとともに，株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用しながら，児童に薬物に関する知識を身につけてもらうなど，効果的な啓発活動を実施しているが，新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

他にも県内の各地区において，地元の夏まつり会場や大型施設で「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し，国連支援募金活動や資材の配布等を行っているが，新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

しかしながら，新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み，10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中，一部の地区でイベントを実施することができた。

**【取組 2-2】 青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等**

**【機関名】 県環境生活部共同参画社会推進課**

**【事業の概要】**

店頭で販売されている書籍の中には、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれているものもあり、図書類取扱業者等への環境実態調査を通じて同書籍の発見に努め、条例に基づき有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止する。

**【実施結果及び評価・考察】**

令和3年度に違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている書籍2冊を有害図書類として指定した。指定要件が「誘発」となっており、厳密な解釈が求められるため、指定数は2冊になっている。今後も青少年を取り巻く有害環境浄化を図るため、有害図書類の指定を適切に行っていく。

**【取組 2-3】 少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進**

**【機関名】 県警察本部少年課**

**【事業の概要】**

少年警察ボランティアとの連携を図り、少年やその保護者に直接呼びかける広報啓発活動を推進する。

**【実施結果及び評価・考察】**

各警察署において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動及び広報啓発活動を推進した。街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報し、薬物乱用意識の醸成を図った。

**<参考>**

街頭補導等により補導した不良行為少年数（少年警察ボランティアと連携したものを含める）

平成28年	5,769人（うち薬物乱用1人）
平成29年	5,615人（うち薬物乱用1人）
平成30年	4,684人（うち薬物乱用1人）
平成31・令和元年	4,855人（うち薬物乱用1人）
令和2年	3,409人（うち薬物乱用0人）
令和3年	3,757人（うち薬物乱用2人）

**【取組 2-4】 PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発**

**【機関名】 県教育庁生涯学習課**

**【事業の概要】**

高等学校 PTA 連合会を通して、新入生（高校 1 年生）とその保護者に対し、薬物乱用防止の小冊子を配布（全国高 P 連事業として実施）

県 PTA 総会で話題として取り上げる（令和 3 年度は紙面開催のため中止）。

**【実施結果及び評価・考察】**

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、これまで行ってきた対面での実施は難しい状況にあった。入学時等の機会に生徒と保護者に対して冊子を配布し、周知を行った。

県 PTA 総会が紙面での実施だったため十分な啓発活動を行うことができなかったが、保護者への意識付けを図るといった点については、概ね達成できた。

引き続き啓発を継続していく必要性はあるが、薬物乱用防止以外にも取り上げるべき新しい問題が数多くあり、十分な時間の確保が難しくなっているのも事実である。

**【取組 2-5】 宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動**

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

『東北厚生局麻薬取締部』

知事に委託された薬物乱用防止指導員が行う啓発活動の支援

『県保健福祉部薬務課』

地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を展開していくため、昭和 54 年度から薬物乱用防止指導員制度が発足された。薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、各地区で薬物乱用防止のための啓発・指導を行う。

**【実施結果及び評価・考察】**

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止教育講師（白石益岡ライオンズクラブ）からの求めに応じ、講演資料を提供した。必要に応じて、最新のデータを提供するなどの支援を行っている。

『県保健福祉部薬務課』

265 名（令和 3 年 4 月 1 日現在）の薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、団体活動や個人活動により薬物乱用防止啓発活動を行った。

例年、団体活動として、児童生徒が夏休み期間となる 7 月、8 月の各地区夏祭りや大型ショッピングセンター等の敷地内で、国連支援募金活動及び啓発資材の配布などを実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

また、例年、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン期間中延べ 10 日程度、県内各市町において、薬物乱用防止指導員、ヤングボランティア、ライオンズ・ロータリ

ークラブ会員等に啓発を行っているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み、10月から11月にかけての麻薬覚醒剤乱用防止運動実施期間中、一部の地区でイベントを実施することができた。

薬物乱用防止指導員を中心とした地域活動が着実に実施し、この草の根活動により薬物根絶意識の醸成を図ることが重要である。現在のところ、薬物乱用防止指導員の活動としては、地域でのパンフレット配布が主要なものになっているが、今後、薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室の講師として派遣する機会が増えるよう、各種団体主催の研修会等に参加を促す取組も行う。

さらに、県では薬物に関する知識の習得と指導員の相互の情報交換のため、保健所毎に薬物乱用防止指導員研修会を年1回以上開催し、指導員の資質向上を図っていく。

#### 【取組 2-6】 ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

##### 【事業の概要】

各種イベント等で、啓発のチラシやティッシュなどを配布する。  
PRのパレードに参加するなどの啓発活動を行う。

##### 【実施結果及び評価・考察】

コロナ禍において、ほとんどの事業やイベントが中止や参加不可となったため、啓発チラシの配布等ができず、日本ボーイスカウト宮城県連盟及びガールスカウト宮城県連盟内での普及啓発に留まった。

目標の一部は達成できた。対面でのイベントが可能となった場合は、感染対策を十分に取った上で普及啓発を図りたい。

#### 【取組 2-7】 不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

##### 【事業の概要】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

「年末特別警戒」において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び密輸情報の提供依頼についての報道を依頼する。

『横浜税関仙台空港税関支署』

税関における不正薬物の取締強化月間等において、関係機関及び一般層に対して、薬物取締の必要性及び協力依頼等を啓発する。

##### 【実施結果及び評価・考察】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

税関の不正薬物に対する取締りや、不正薬物が社会へ及ぼす影響等について、報道機関等を通じ、広く国民に啓発していく。

『横浜税関仙台空港税関支署』

「取締強化期間」及び「年末特別警戒」において、関係機関及び一般層に対して、リーフレット等により薬物取締りの必要性及び協力依頼等を啓発した。

薬物乱用を防止するため、広く国民に対し薬物の取締りの必要性やそのための協力を呼びかけ、理解を求めることは、重要な取組である。

【取組 2-8】 宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

県青年団連絡協議会定期大会や県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止（県青年体育大会）や動画配信（県青年文化祭）となったため、実行委員会や県青年団連絡協議会理事会などでのパンフレット配布による啓発活動となった。

目標の一部は達成できた。対面での啓発活動が難しい場合は、オンライン等を活用することで啓発活動の充実化を図りたい。

【取組 2-9】 社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

毎年7月を強調月間としている“社会を明るくする運動”の行事の一つとして、青少年に対する薬物乱用防止教室を県内各地で実施する。

【実施結果及び評価・考察】

“社会を明るくする運動”の行事の一つとして青少年に対して薬物乱用防止教室等を実施し、1,920人が参加した。

薬物指導を強化しているが、コロナ禍の影響で参加者が前年度から大幅に減少した。引き続き、“社会を明るくする運動”において青少年や青少年育成団体等に対し、薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を積極的に展開し、推進したい。

参加者：平成 28 年度	1,530 人
平成 29 年度	2,954 人
平成 30 年度	3,554 人
平成 31・令和元年度	5,496 人
令和 2 年度	6,986 人
令和 3 年度	1,920 人

【取組 2-10】 労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

労働基準監督署、ハローワーク等において、薬物乱用防止啓発のポスター、パンフレット等を掲示することにより啓発を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内に設置されている労働基準監督署 5 か所、ハローワーク（出張所含む）10 か所の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスター等の掲示を行った。

【取組 2-11】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開する。

【実施結果及び評価・考察】

関係機関・団体との共催による研修会、街頭補導、キャンペーン活動、薬物乱用防止教室等により、少年の非行防止・犯罪被害防止を図った。

今後も各種月間等に合わせ広報啓発活動を積極的に展開する。

【取組 2-12】 薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

実例を踏まえた効果的な情報発信を行い、薬物乱用の有害性を強く訴えるとともに、健康被害事例についての情報提供や薬物乱用防止広報車を活用した情報発信を行う。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署における各種行事を通じて、多くの少年に対し効果的な薬物乱用防止のための情報発信を行った。また、デザイン専門学校と協働して作成したポスターを若者が集まるカラオケ店等に掲示した。

今後も様々な機会を捉えて、広報資材を有効活用した少年の薬物乱用防止にかかる情報発信活動を推進する。



**【取組 2-13】 多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化**

**【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課， 県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

『県警察本部銃器薬物対策課』

各種広報媒体を活用し，多様化する違法薬物の危険性等を積極的に周知する。

『県保健福祉部薬務課』

ホームページや報道機関を通じて危険ドラッグの危険性等について，啓発を実施していくとともに，より効果的な広報媒体を模索しながら，関係機関と協力し積極的な周知活動を展開する。

**【実施結果及び評価・考察】**

『県警察本部銃器薬物対策課』

販売店一掃につき，危険ドラッグの事案発生は無かったものの，大麻リキッド，大麻ワックス等従来とは異なる形態の違法薬物が摘発されたため，同種薬物の有害性・危険性についてラジオ放送・県警ホームページ等により広報活動を実施した。

あらゆる違法薬物の危険性や有害性を具体的に説明するなど，正しい知識の普及に努める。

『県保健福祉部薬務課』

薬務課のホームページ内に開設している「危険ドラッグは身体と人格を破壊します。」と題した特設ページにおいて，危険ドラッグについての基礎知識や，危険ドラッグ乱用に対する県の取組等を公開している。あわせて，危険ドラッグを含む乱用薬物に関するクイズ等資料を作成し，特に小中学校の授業で積極的に活用してもらえるようホームページに公開している。今後は，若年層に蔓延している大麻などの違反薬物だけでなく，向精神薬や市販薬などの乱用についても積極的な周知強化に取り組む。

**【取組 2-14】 消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布**

**【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課**

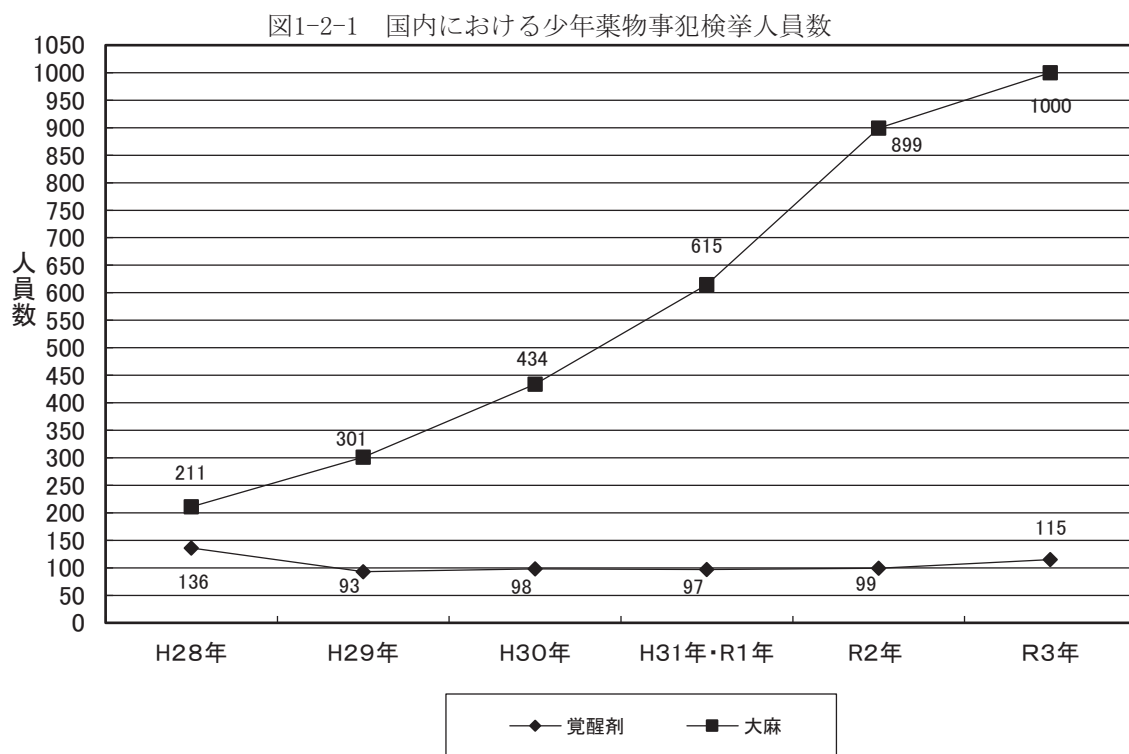
**【事業の概要】**

県民への啓発を図るため，消費生活センター内に啓発ポスターを掲示し，啓発用チラシを出前講座や同センター内で配架等により配布する。

**【実施結果及び評価・考察】**

消費生活センター内において，啓発ポスターの掲示を行った。

### 3 関係資料



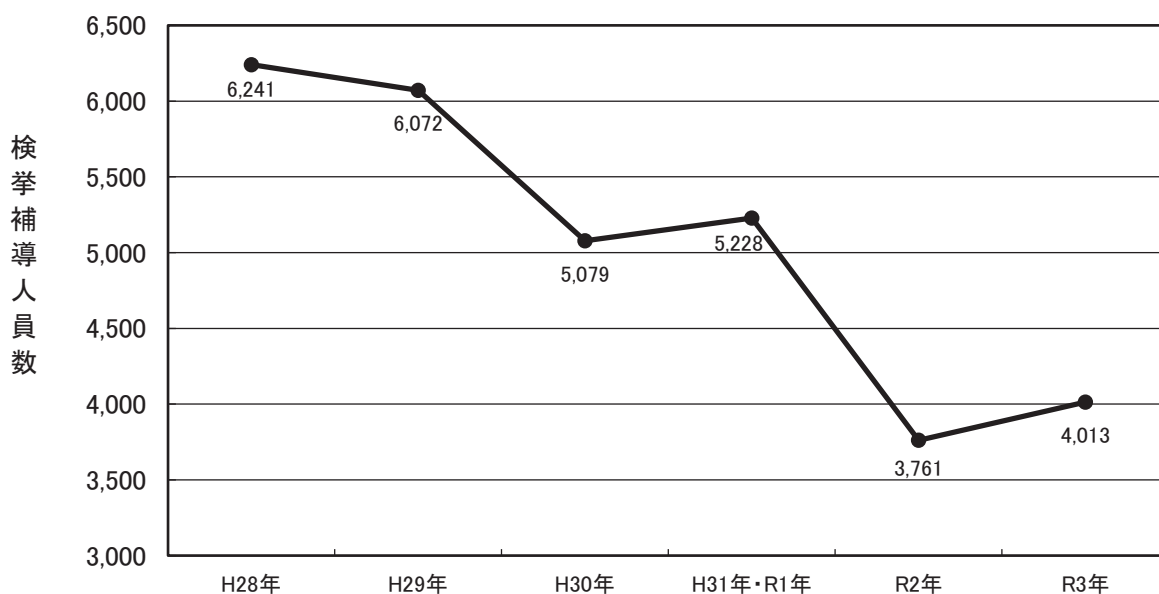
出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 1-2-1 県内における少年薬物事犯検挙人員数

区 分	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
大麻取締法違反	1	0	0	3	12	7
覚醒剤取締法違反	0	0	0	1	0	0
医薬品医療機器等法違反	1	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	2
計	2	0	0	5	12	9

出典：県警察本部少年課

図1-2-2 県内の非行少年等検挙・補導状況



出典：県警察本部少年課

表 1-2-2 非行少年等の検挙・補導状況(人)

	非行少年等 総数	計	非行少年						不良行為 少年	
			刑法			特別法				ぐ犯少年
			刑法犯 少年	触法少年 (刑法)	小計	特別法犯 少年	触法少年 (特別法)	小計		
H29年	6,072	457	332	58	390	49	1	50	17	5,615
H30年	5,079	395	264	63	327	44	13	57	11	4,684
H31・R1年	5,228	373	245	57	302	59	7	66	5	4,855
R2年	3,761	352	226	50	276	67	8	75	1	3,409
R3年	4,013	256	155	42	197	50	6	56	3	3,757
最近5年間の 平均	4,831	367	244	54	298	54	7	61	7	4,464

出典：県警察本部少年課

- ※1 非行少年：犯罪少年，触法少年及びぐ犯少年
- ※2 犯罪少年：14歳以上で犯罪を犯した少年
- ※3 触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ※4 刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年
- ※5 特別法犯少年：刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪少年（交通法令違反を除く）
- ※6 ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど，一定の理由があって，その性格又は環境から判断して，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- ※7 不良行為少年：非行少年には該当しないが，飲酒，喫煙，深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- ※8 非行少年等：非行少年及び不良行為少年

表 1-2-3 宮城県薬物乱用防止指導員の活動状況

年度	パンフレット等の配布	DVD・ビデオの上映	集会・会合での話し合い	パネルの展示	ポスターの掲示
H28	382 回 30,908 人	39 回 3,422 人	178 回 4,437 人	36 回	571 枚
H29	349 回 29,049 人	25 回 3,534 人	206 回 6,779 人	42 回	544 枚
H30	398 回 26,311 人	21 回 3,144 人	163 回 3,687 人	30 回	639 枚
H31・R1	344 回 22,316 人	27 回 4,401 人	146 回 3,345 人	30 回	632 枚
R2	196 回 6,291 人	17 回 1,351 人	84 回 2,228 人	5 回	459 枚
R3	188 回 5,731 人	20 回 1,151 人	125 回 1,399 人	25 回	531 枚

出典：県保健福祉部薬務課

### 対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

#### 1 個別目標と各種事業

<b>個別目標</b>
教育機関において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応ずる体制を拡充させる。
<b>各種事業</b>
【取組 3-1】 教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実 【取組 3-2】 教育相談充実事業 【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需 【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

#### 2 施策の実施状況

【取組 3-1】 <b>教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実</b>  【機関名】 <b>宮城労働局</b>  【事業の概要】 労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用・保管を指導及び相談に応じる。  【実施結果及び評価・考察】 有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用等の指導及び相談に応じた。
【取組 3-2】 <b>教育相談充実事業</b>  【機関名】 <b>県教育庁義務教育課</b>  【事業の概要】 児童生徒への心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図る。

**【実施結果及び評価・考察】**

スクールカウンセラーを全小・中学校へ派遣・配置することで、児童生徒や保護者の相談に対応することができた。また、全ての教育事務所へ専門カウンセラーを年間 70 回程度配置することができた。

事務所専門カウンセラーにスーパーバイズ機能を持たせ、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、相談体制の充実を図ることができた。

**【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需**

**【機関名】 県教育庁高校教育課**

**【事業の概要】**

県総合教育センター内に「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、来所相談及び電話相談に対応

**【実施結果及び評価・考察】**

臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。

- ・ 来所相談 469 件
  - ・ 電話相談 1,233 件
- 計 1,702 件

「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」では、教育に関わる広範囲の相談に対応している。薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

**【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業**

**【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課**

**【事業の概要】**

『県教育庁義務教育課』

児童生徒、保護者、教職員の相談業務を行うため、スクールカウンセラーを県内全ての公立小・中学校に派遣・配置するとともに、専門カウンセラーを全教育事務所に配置する。また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを希望する市町村教育委員会に配置する。

『県教育庁高校教育課』

生徒、保護者、教職員の相談への応需

- ・ スクールカウンセラーの配置
  - すべての県立高校に配置
  - 72 校に 54 人
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
  - 県立高校 44 校に 18 人配置

配置校以外の学校にも各校の要請に応じて、派遣する体制を整備

**【実施結果及び評価・考察】**

『県教育庁義務教育課』

スクールカウンセラーは、仙台市を除く全公立小学校 245 校（義務教育学校前期 2 校含む）、公立中学校 132 校（義務教育学校後期 2 校含む）に配置・派遣した。公立小学校 1 校当たりの年間派遣日数は、25 日程度であり、公立中学校 1 校当たりの年間派遣日数は、39 日程度であった。

公募によりスクールカウンセラーの確保に努め、全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣した。

薬物乱用等の生徒指導上の課題が、児童生徒の心の問題や児童生徒を取り巻く生活環境の問題などと複雑に絡み合っていることから、関係機関等とのネットワークを活用して、より一層の多様な支援を行う必要がある。

『県教育庁高校教育課』

スクールカウンセラーの配置により、学校で生徒・保護者・教員が専門家による相談を確実に受けられるようになっている。

スクールソーシャルワーカーの配置により、外部の関係機関と連携し、問題の解決を図るための相談体制が構築された。

教育に関する広範囲の相談に応じており、薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教員が情報交換するなど、外部機関との連携を円滑に進める体制を維持した。

### 3 関係資料

表 1-3-1 小学校・中学校のスクールカウンセラーの配置・相談状況

		学校数	相談件数	相談人数
H28 年度	小学校	262 校	21,679 件	24,191 人
	中学校	139 校	19,833 件	21,496 人
H29 年度	小学校	259 校	24,169 件	26,342 人
	中学校	137 校	19,920 件	21,591 人
H30 年度	小学校	250 校	23,388 件	25,748 人
	中学校	136 校	20,729 件	22,443 人
H31・R1 年度	小学校	249 校	23,336 件	25,038 人
	中学校	133 校	17,198 件	18,859 人
R2 年度	小学校	249 校	23,121 件	25,149 人
	中学校	133 校	16,682 件	18,571 人
R3 年度	小学校	245 校	27,256 件	28,794 人
	中学校	132 校	20,041 件	21,581 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-2 教育事務所（地域事務所）専門カウンセラーの相談状況

	相談件数	相談人数
H28 年度	2,146 件	2,898 人
H29 年度	2,503 件	3,412 人
H30 年度	2,307 件	2,999 人
H31・R1 年度	2,100 件	2,457 人
R2 年度	1,739 件	2,313 人
R3 年度	2,225 件	2,761 人

出典：県教育庁義務教育課



表 1-3-3 県立高等学校に配置されたスクールカウンセラーの相談件数, 情報交換件数

	相談件数	情報交換
H28 年度	9,184 件	6,599 件
H29 年度	9,625 件	6,280 件
H30 年度	9,797 件	6,397 件
H31・R1 年度	10,541 件	6,430 件
R2 年度	10,102 件	6,775 件
R3 年度	9,808 件	5,667 件

出典：県教育庁高校教育課

## 第2章

### 基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

薬物問題に不安を抱える人達への相談体制を充実し、不安を解消する。また、医療や各種支援体制を整備し、社会復帰のサポートを目的とする。

### 対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

#### 1 個別目標と各種事業

##### 個別目標

- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の各相談窓口等、行政相談窓口の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

##### 各種事業

- 【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進
- 【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底
- 【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実
- 【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実

## 2 施策の実施状況

### 【取組 4-1】 薬物関係相談電話の利用促進

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

#### 【事業の概要】

専用回線による薬物相談の対応

#### 【実施結果及び評価・考察】

相談電話を端緒に、仙台市内の密売人を洗い出し検挙した。  
設置された薬物相談電話を有効に活用できている。

### 【取組 4-2】 県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底

【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課

#### 【事業の概要】

県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための「相談電話」について、広報活動を通じて周知徹底を図る。

#### 【実施結果及び評価・考察】

県警ホームページ、ラジオ放送等、マスコミや広報媒体を通じて相談電話「銃器・覚醒剤 110 番」の広報を推進し、計 7 件の相談受理に至った。

相談電話の存在を広く県民に認知されるよう広報活動を継続して推進し、相談には真摯に対応する。

### 【取組 4-3】 少年相談窓口の周知と対応の充実

【機関名】 県警察本部少年課

#### 【事業の概要】

少年相談窓口の社会周知を推進し、薬物乱用に関する相談に対応するとともに、部内研修会や教養資材の発出等により警察職員の事態対処能力の向上を図る。

#### 【実施結果及び評価・考察】

少年相談窓口について、警察ホームページ、各種広報資料への掲載等により県民への周知を図るとともに、非行防止教室、各種会議等を通じて直接呼び掛け広報した。

少年相談窓口の周知が図られ、令和 3 年中の受理件数は 1,735 件であり、うち薬物乱用に関する相談が 3 件であった。

【取組 4-4】 薬物関連相談窓口の周知と充実

【機関名】 県保健福祉部精神保健推進室，県保健福祉部精神保健福祉センター，  
県保健所，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう，依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する（補助率 1/2，補助上限額 20 万円）。

『県保健福祉部精神保健福祉センター，県保健所，県保健福祉部薬務課』

ホームページでの周知

相談窓口案内リーフレットの配布

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部精神保健推進室』

H29 年度から，NPO 法人仙台ダルク・グループが開催する薬物依存症対策フォーラムに対して補助を行い，普及啓発活動を支援しているが，R2 年度及び R3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりフォーラム未開催。

民間団体の活動を支援することで，相談窓口の周知と充実に繋がるものと考えられるため，今後も継続していく。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症相談について当センターホームページに掲載した。

市町村や病院等に対し，当センターの依存症相談に関する案内を通知した。

新規電話相談対象者の年齢の内訳を見ると半数以上が 30 代以下であった。若年層への周知を図るため，今後もホームページなどを使った周知活動を継続していく。

『県保健所，保健福祉部薬務課』

令和 3 年度の相談件数は 210 件であり，その約 69%は仙台市内の相談であった。薬物相談の内訳については，覚醒剤(39.5%)，麻薬(0.5%)，大麻(13.3%)，有機溶剤(16.2%)，その他(30.5%)の相談があった。

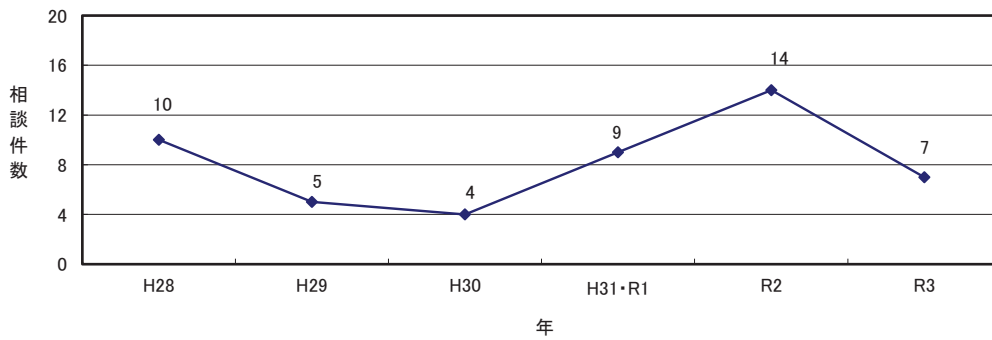
覚醒剤や大麻など法律で規制されている薬物については，東北会病院などの医療機関や仙台ダルク，アロー萌木等の民間団体に相談するケースもある。これらの関係機関との連携を更に強化し，互いの強みを活かす体制を充実させていく必要がある。

### 3 関係資料

表 2-4-1 保健所及び精神保健福祉センター（仙台市含む）の相談状況

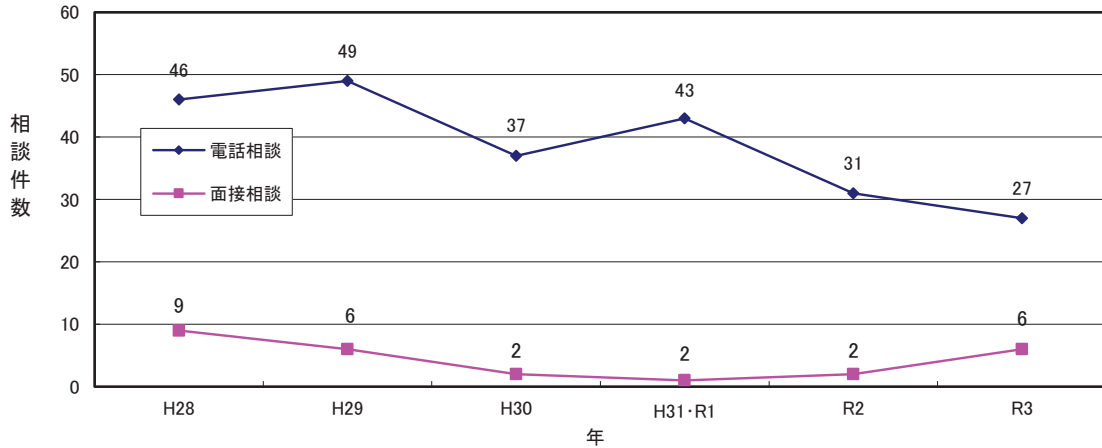
	保健所	精神保健福祉センター
H28 年度	45 件	27 件
H29 年度	52 件	31 件
H30 年度	84 件	38 件
H31・R1 年度	43 件	73 件
R2 年度	64 件	97 件
R3 年度	102 件	108 件

図2-4-1 県警察本部「銃器・覚醒剤110番」での相談数



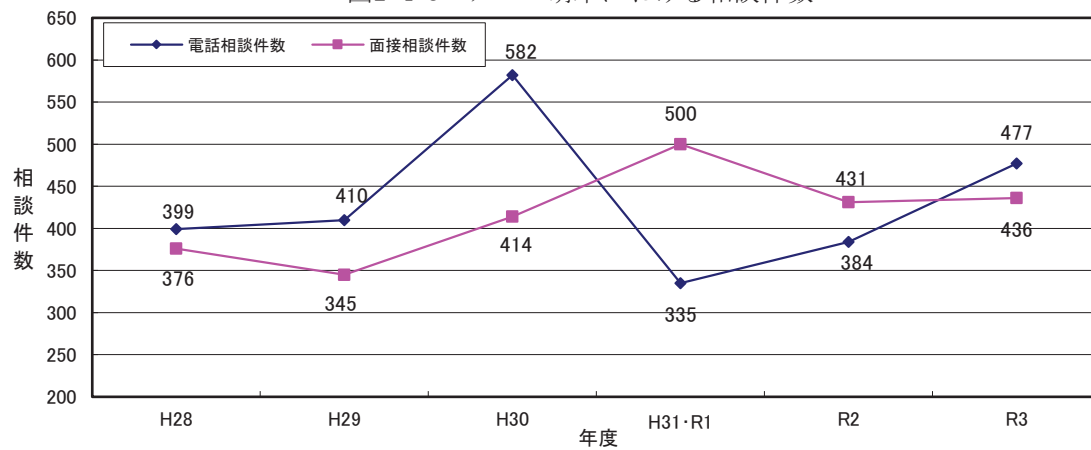
出典：県警察本部銃器薬物対策課

図2-4-2 東北厚生局麻薬取締部での薬物関係相談数



出典：東北厚生局麻薬取締部

図2-4-3 アロー萌木における相談件数



出典：アロー萌木

## 対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等

### 1 個別目標と各種事業

個別目標
① 薬物依存の理解と薬物乱用者及びその家族の支援のための情報収集や研修会を開催する。 ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。 ③ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。
各種事業
【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催 【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業 【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進 【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

### 2 施策の実施状況

【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催
【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター
【事業の概要】 地域支援者を対象に、依存症支援に際して活用できるスキルの習得を目的として研修を行う。
【実施結果及び評価・考察】 依存症関連問題として研修ⅠとⅡの2回行った。研修Ⅰでは依存症関連問題を理解し、支援方法を学ぶことを目的として外部講師を招き実施した。研修Ⅱでは行動変容が難しい対象者の理解と関わり方を学ぶことを目的として、センター職員が講師となり実施した。また、技術支援として、保健所に対して依存症ケースの事例検討を実施した。 今後も引き続き、地域支援者のスキル取得を目的とする研修について企画を行っていく。回復過程のイメージを持ってもらうために、講義だけではなく当事者や関係機関の話も組み合わせた研修を企画するなど研修内容の充実を図っていく。

**【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供**

**【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター**

**【事業の概要】**

依存症支援関係機関との意見交換、情報収集を行う。

**【実施結果及び評価・考察】**

薬物依存症地域支援者ネットワーク連絡協議会への参加のほか、随時、依存症支援にかかわる医療、行政、民間団体等から意見を伺いながら、情報収集を行った。

関係機関と連携を図りながら、地域の課題やニーズ等の情報収集を行っていく。

**【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実**

**【機関名】 仙台保護観察所**

**【事業の概要】**

薬物依存に関する治療の必要性について理解を深め、適切な関わり方を学びながら、薬物事犯対象者の家族等の負担感を軽減するほか、健全な生活を取り戻すことを目的として引受人会を開催する。

**【実施結果及び評価・考察】**

引受人会について集団で5回実施し、延べ57人が参加した。昨年と同じ会場である保護観察所、仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センターのほか、仙台市精神保健福祉総合センターを新たに会場に加えて実施した。

引受人会の実施内容については、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉センター、仙台ダルク、NA 仙台、東北会病院等関係機関・団体の協力を得て行った。

仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センターのほか、新たに仙台市精神保健福祉総合センターを会場とすることで、引受人に対する薬物依存の理解が深められた。関係機関の協力を得ながら実施することで地域の相談機関に引受人がつながる可能性が高くなると思われる。また、前年度より回数を1回増やしたことで、参加人数が延べ20人増え、一定の効果があつた。

**【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業**

**【機関名】 宮城労働局**

**【事業の概要】**

刑務所出所者等（刑事施設に収容されている懲役受刑者、禁固刑受刑者及び少年院の在院者並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者）の就労確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要であることから、矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、就労支援事業を展開する。



**【実施結果及び評価・考察】**

矯正施設、更生保護機関及び職業安定機関等が連携を図りながら就労支援を実施した。特に矯正施設や保護観察所から依頼された「支援対象者等」に対しては、個別担当者制による就労支援を実施した。令和3年度における支援対象者数は102名、就職者数は60名となっている。

今後も矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、支援対象者等個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援が重要と考える。

**【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進**

**【機関名】 県保健福祉部社会福祉課， 県警察本部少年課， 県警察本部銃器薬物対策課**

**【事業の概要】**

『県保健福祉部社会福祉課』

福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰と地域生活への定着を支援した。

『県警察本部少年課』

薬物乱用は、薬への依存性から再犯率が高く、重大事件を引き起こす温床になり得るので、薬物禍に陥る少年に対する効果的な立ち直り支援を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携を図り、立ち直り支援の環境を整えるほか、再乱用防止パンフレットを閲覧・配布するなどして、被疑者の再乱用防止を支援する。

**【実施結果及び評価・考察】**

『県保健福祉部社会福祉課』

「地域生活定着支援センター」

- ・ コーディネート業務 27人
- ・ 相談支援業務 24人

高齢又は障害を有するために福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設出所予定者に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。

『県警察本部少年課』

薬物乱用少年のうち支援対象となる少年はおらず、支援活動はなかった。

今後も薬物乱用少年を発見・検挙した際には、立ち直り支援を念頭においた活動を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

保護観察所等と連携の上、立ち直り支援に従事したほか、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対し、再乱用防止パンフレットを閲覧・配布した。

立ち直り支援の重要性を認識し、関係機関と連携を図りながら活動を継続する。

【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部， 県保健福祉部精神保健推進室，  
 県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』  
 再乱用防止事業の実施

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症治療拠点機関にコーディネーターを配置し，依存症患者及び家族等の支援等を実施する。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

当事者・家族の相談  
 依存症家族教室の開催  
 SMARPP を活用した当事者支援プログラムを行う。  
 依存症家族支援関係機関との意見交換や情報収集を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

本年は事例がなかったが，依存者やその家族から依頼があれば，環境浄化等，麻薬取締部としてできる支援を実施する。

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症患者や家族に対して，アセスメントや治療への動機付け，心理教育等を実施した。また，市町村や保健所，地域の医療機関職員等を対象に，依存症患者や家族の回復支援に係る必要な助言・指導等を行った。

本県における依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備につながっているものと考えられる。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

令和3年度の薬物に関する電話相談は59件，面接相談は延べ17件であった。

依存症家族教室を年7回実施し，薬物依存症の家族は5人が参加した。新型コロナウイルス感染流行に伴い，教室を中断することもあったが，延べ15人の参加を得た。

当事者支援プログラムを毎月1回実施した。プログラムを中断した参加者には電話や手紙などで継続して支援している。

依存症家族の支援を行う関係機関や依存症家族として活動する団体等との連携に努めた。

新型コロナウイルス感染流行の影響により，個別面接に代わり電話相談を行ったことで，電話相談件数が増加した。

依存症家族教室を開催し，5人の家族が参加した。必要時には家族教室に加えて，個別面接を実施するなどのフォローを行ったことで，家族教室の講義内容と合わせて本人への対応の仕方などを深めることができた。

困っているが相談できる支援機関の窓口を知らない人や，相談していいことだと思っていない人も多い。そのような人たちに情報が届くよう関係機関と連携しながら広報の工夫に努めていく。

## 対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

### 1 個別目標と各種事業

<b>個別目標</b>
① 対象者への再乱用防止対策を一層充実し、再犯率を減少させる。 ② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。 ③ 民間団体等と緊密なネットワーク体制を構築し、対象者への支援を充実させる。
<b>各種事業</b>
【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携 【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実 【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援 【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

### 2 施策の実施状況

【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
【機関名】 仙台保護観察所
【事業の概要】 薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施する。
【実施結果及び評価・考察】 薬物再乱用防止プログラムについて、仙台ダルク、アロー萌木の協力を得て、集団処遇を 41 回実施し、薬物事犯保護観察対象者 62 人が受講した。令和 2 年度の途中から男性集団処遇を大麻中心のグループと分け、2 グループとしたが、その後覚醒剤対象者を両グループに参加させることにした結果として 3～4 人の少人数となり、コロナ禍の感染対策に功を奏し、中止となった回もあったが、参加人数はほぼ前年度と同様だった。 薬物事犯保護観察対象者等の担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、より効果的な処遇を図った。また、一部猶予刑の対象者については、刑事施設在所中に面接を实

施し、薬物再乱用防止プログラム受講の動機付けを行った。

薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇については、集団処遇を忌避する者も一定数存在する。男性の集団処遇の参加者が増加したため、前年度途中で覚醒剤以外の薬物の集団枠を作り実施したが、覚醒剤以外の者の割合は少なく、集団規模が小さくなっていることが課題であったが、コロナ禍では感染対策上適切であった。薬物再使用による取消事案が一定数あるが、再使用に至らない期間を少しでも長くするための働きかけや処遇のありかたを検討し、今後も仙台ダルク等の協力を得ながらプログラムを効果的に実施していきたい。

#### 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台少年鑑別所

##### 【事業の概要】

薬物問題に関する視聴覚教材及び関係図書を備え付け、在所者に薬物乱用防止の啓発を積極的に行っている。計画的に関連視聴各教材を放送し、感想文を書かせている。

##### 【実施結果及び評価・考察】

視聴覚教材視聴後に感想文を記載させているが、在所者各々が薬物乱用の問題性について考えを深めている様子が見えてきた。

薬物使用歴の有無にかかわらず、薬物乱用により発生する問題について認識を深める機会となっている。

#### 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携

【機関名】 仙台保護観察所

##### 【事業の概要】

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、共有すべき基本的な事項を定め、関係機関相互のより緊密な連携を図るため、協議会等を開催する。

##### 【実施結果及び評価・考察】

「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を年間 10 回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方を協議した。相談機関一覧を掲載したリカバリーカードを改訂した。

コロナ禍ではあったが、ウェブ会議等を活用し、ほぼ毎月の協議会を開催した。

なお、具体的に構築された新たな連携・協力体制として、同協議会において当庁と仙台市精神保健福祉総合センターと情報交換し、保護観察対象者 1 名を同センターのデイケア「アディクション回復支援コース」に参加させ、同コースの回復支援プログラムに保護観察対象者等を参加させる協力体制が構築される素地ができた。また、仙台地方検察庁における入口支援の事例研究を通じて、各支援機関に必要な情報交換が行われ、具体的な支援につなげる連携体制ができた。協議会構成団体数が今後も増加する可能性があり、引き続きそれぞれの機関の役割を明確にしながら、効果的な連携の在り方を模索し、事案に応じた円滑な協力体制を構築していきたい。

**【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実**

**【機関名】 仙台保護観察所**

**【事業の概要】**

更生保護施設の一室を、自助グループのミーティング会場として提供し、薬物事犯対象者が地域の支援につながるような環境を整える。

**【実施結果及び評価・考察】**

更生保護施設に薬物事犯対象者を3人委託保護したほか、更生保護施設で開催する自助グループのミーティングに薬物事犯対象者15人が参加した。

更生保護施設を会場とする自助グループのミーティングは休日に開催されており、就労との両立を図る対象者の利用が増加しているため、今後も同様に行っていきたい。

**【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援**

**【機関名】 仙台保護観察所**

**【事業の概要】**

公共職業安定所及び就労支援事業所と連携して就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進する。また、薬物事犯保護観察対象者の意向を踏まえ、協力雇用主のもとへの雇用につなげる。

**【実施結果及び評価・考察】**

必要な者に対し早期に就労が実現するよう就労支援を働きかけた。

就労を継続している者が多いが、薬物依存からの回復を進めながら就労継続をしているという現状を支援者側が理解するとともに、面接等によるきめ細やかな処遇が必要であると思われる。

**【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化**

**【機関名】 仙台保護観察所**

**【事業の概要】**

薬物事犯保護観察対象者等に対して、地域における必要な援助等を受けさせ、もって、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進する。

**【実施結果及び評価・考察】**

薬物依存回復訓練施設として2団体の登録を更新した。薬物依存回復訓練を委託した結果、薬物事犯保護観察対象者延べ30名がグループミーティングに参加した。

引き続き、積極的に民間支援団体への薬物依存回復訓練の委託を行うことを積極的に検討し、薬物事犯保護観察対象者が地域支援につながるきっかけを作っていきたい。

### 3 関係資料

表 2-6-1 国内における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
保護観察終了者（人）	4,521	4,485	4,532	4,415	4,821	4,811
うち再犯を引き起こした対象者（人）	191	190	205	312	387	415
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	120	124	138	218	291	314
再犯者率（％）	4.2	4.2	4.5	7.1	8.0	8.6
同種再犯者率（％）	2.7	2.8	3.0	4.9	6.0	6.5

- 注 1 保護統計年報による。  
 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察に付される理由となった主な犯罪名又は非行名が覚醒剤取締法違反である者をいう。  
 3 「再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。  
 4 「同種再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、覚醒剤取締法違反の非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。  
 5 「再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「期間中に再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。  
 6 「同種再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「同種再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。

表 2-6-2 国内における覚醒剤事犯対象者（少年）の保護観察期間中の再犯者率等

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
保護観察終了者（人）	96	89	90	74	95	64
うち再犯を引き起こした対象者（人）	10	12	9	5	9	9
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	6	9	5	4	4	5
再犯者率（％）	10.4	13.5	10.0	6.8	9.5	14.1
同種再犯者率（％）	6.3	10.1	5.6	5.4	4.2	7.8

- 注 1 保護統計年報による。  
 2 各用語の定義は、表 2-6-1 の注 2～6 に同じ。

表 2-6-3 本県における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
保護観察終了者（人）	47	48	37	40	49	50
うち再犯を引き起こした対象者（人）	1	3	2	5	6	5
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	1	3	0	5	6	5
再犯者率（％）	2.1	6.3	5.4	12.5	12.2	10.0
同種再犯者率（％）	2.1	6.3	0.0	12.5	12.2	10.0

- 注 1 仙台保護観察所の調査による。  
 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察受理時に「覚醒剤事犯対象者」の類型に認定されたものをいう。  
 3 「保護観察終了者」には、他庁への保護観察事件移送で終了した者を含まない。  
 4 その他の用語の定義は、表 2-6-1 の注 3～6 に同じ。

# 第3章

## 基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底

薬物のほとんどが外国から密輸されたものであるため、水際対策を強化するとともに県内での密売・不正流通を取り締まることを目的とする。

### 対策7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

#### 1 個別目標と各種事業

##### 個別目標

- ① 密売組織の実態把握と取締りの強化，関係機関相互の情報共有を図る。
- ② 末端乱用者に対する取締りを徹底し，需要の根絶を図る。
- ③ 関係法令を駆使し，薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
- ④ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し，壊滅を図る。
- ⑤ 違法薬物等の供給遮断に努め，宮城県内から違法薬物に起因する健康被害をなくす。

##### 各種事業

- 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有
- 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明，情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進
- 【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化
- 【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

## 2 施策の実施状況

### 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

#### 【事業の概要】

管内各取締機関との情報共有

#### 【実施結果及び評価・考察】

令和3年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を書面にて開催し、検察庁・管区警察局・管内各県警察・出入国在留管理局・税関・海上保安本部・米空軍犯罪捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計21機関と情報を共有した。

各捜査機関と最新の薬物情報について共有できた。

### 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明，情報収集及び取締りの徹底

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県警察本部銃器薬物対策課

#### 【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

密売事犯の検挙

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物密売組織の実態解明・壊滅に向けた情報収集及び取締りの強化を徹底する。

#### 【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

① 仙台市内の繁華街で薬物の密売を行っていた半グレに対する捜査を実施し，検挙した。また，半グレ集団の情報を収集することができた。

② 薬物の密売に関与していた暴力団事務所に対する捜索を実施し，暴力団組長及び周辺者を検挙した。また本件は，当部の捜査情報及び内偵捜査を基に，宮城県警察と合同で捜索を実施することで，暴力団情報を共有することができた。

『県警察本部銃器薬物対策課』

情報収集や突き上げ捜査を徹底し，密売組織の実態解明を図ったほか，組織壊滅に向け，各種捜査を推進した。

継続して他県警察や他の捜査・調査機関と連携した取締りを推進し，密売組織の壊滅を図る。



**【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化**

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部， 県警察本部銃器薬物対策課**

**【事業の概要】**

『東北厚生局麻薬取締部』

乱用者の検挙と突き上げ捜査の実施

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物末端乱用者の徹底検挙と密売組織の中枢に迫る捜査の推進

**【実施結果及び評価・考察】**

『東北厚生局麻薬取締部』

令和2年度末に逮捕した1人の末端乱用者の事件を端緒に、突き上げ捜査を行いながら複数の関連者に対する捜査を実施し、約9か月をかけて、暴力団組長を含む合計4人を逮捕した。これは、末端乱用者の検挙を基に暴力団組長の逮捕まで至ったもので、環境浄化と徹底検挙と言える。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携し、末端乱用者を徹底検挙したほか、密売組織の壊滅に向けた捜査を推進した。

末端乱用者及び密売人の検挙を足掛かりとして、薬物密売組織の実態解明・壊滅、さらには環境浄化に努める。

**【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進**

**【機関名】 県警察本部暴力団対策課**

**【事業の概要】**

薬物事犯は、暴力団組織の資金源となっている犯罪である。別事件で検挙した暴力団構成員及び準構成員等については、関係箇所等の広範囲な捜索や採尿を実施することで、余罪事件として薬物事犯の検挙を図るとともに、資金源封圧と組織弱体化を図るため、銃器薬物対策課と連携して突き上げ捜査を推進し、資金の流出経路等の実態解明に努める。

**【実施結果及び評価・考察】**

銃器薬物対策課との緊密な連携や薬物事犯以外で検挙した暴力団関係者の薬物依存の影響を見逃さず、所持品の検査、採尿および関係箇所の捜索を実施することで余罪事件として薬物事犯を検挙し、令和3年度の暴力団等犯罪の総検挙人員の概ね3割を薬物事犯として検挙して成果を挙げたほか、暴力団組織幹部を積極的に検挙し、組織の弱体化、資金源の遮断に一定の成果を挙げた。

余罪事件として薬物事犯の検挙を積極的に実施したことなどにより、薬物乱用者の検挙、供給の遮断など一定の成果が得られた。

【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪

【機関名】 仙台地方検察庁，東北厚生局麻薬取締部，県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

犯罪により生じた収益にかかる没収・追徴規定及びその保全制度を十分活用し，犯罪収益等の剥奪の徹底を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物犯罪収益剥奪による薬物密売組織の弱体化

『県警察本部銃器薬物対策課』

没収保全命令等による薬物犯罪収益等の剥奪

【実施結果及び評価・考察】

『仙台地方検察庁』

捜査・公判において，裁判所に対して没収保全の請求をするなどし，確実に没収又は追徴の適用が可能となるように努め，犯罪収益剥奪の徹底を図ることができた。

引き続き，警察を始めとした関係機関と連携を図り，組織犯罪処罰法を適用して事件の処理前に裁判所に対して没収保全の請求を行うなど，犯罪収益剥奪の徹底を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

令和3年度は事例なし。麻薬特例法適用のためには，これまで以上に長期的かつ緻密な捜査計画を立てる必要がある。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携の上，没収保全，追徴保全等の薬物犯罪収益等の剥奪に向けた捜査を推進した。

薬物犯罪は暴力団などの犯罪組織の大きな資金源となっていることから，資金ルートの解明を図り，犯罪収益の剥奪を念頭においた捜査を推進する。

【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

栽培が禁止されているけしや自生あるいは乱用のために栽培されている大麻を撲滅するため，これらの不正大麻・けしの発見，除去を行うとともに，大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を行う。

**【実施結果及び評価・考察】**

毎年5月1日頃から7月中旬まで、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、啓発活動を行っている。啓発活動として、各市町村や関係機関、関係団体に約700枚のポスター、約2,200部のパンフレットを配布した。また、県内各地で自生した不正大麻けしを抜去処分した。植えてはいけないけしが自生していた場所の土地所有者に対しては、翌年以降けしが自生した場合速やかに抜去するように指導した。

抜去実績

	大麻	けし
H28年度	0本	5,157本
H29年度	0本	11,313本
H30年度	0本	5,942本
H31・R1年度	8本	7,217本
R2年度	21本	10,152本
R3年度	0本	5,509本

**【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化**

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

『東北厚生局麻薬取締部』  
指定薬物の取締り強化

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグなどの違法薬物が県内に流入・蔓延しないよう関係機関と連携の上、指導取締りを強化する。

『保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売店の撲滅と県民の健康被害を防止するため、指導取締りを強化する。

**【実施結果及び評価・考察】**

『東北厚生局麻薬取締部』

令和3年度は指定薬物に係る検挙も乱用情報もなかった。指定薬物は、未だ一部で根強く乱用されていることから楽観視はできないが、一時期よりも下火になっている。

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグ販売店は一掃したものの、インターネットにより、海外から密輸等も可能なため、関係調査機関と連携の上、取締りを強化した。

事案の発生はなかったものの、今後の発生も予想されるため、関係機関と連携の上、取締りを継続する。

『保健福祉部薬務課』

危険ドラッグについては、医薬品医療機器等法の段階的な改正による規制強化や警察、厚生局麻薬取締部、都道府県の連携により、県内の販売店舗は平成 26 年度末時点、全国の販売店舗は平成 27 年時点で一掃されている。

【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視する。また、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用に係る相談や情報等はなかった。

消費者から寄せられる相談等情報に留意し、薬物乱用対策が必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応に努める。

【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

【機関名】 保健福祉部薬務課

【事業の概要】

「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」第 13 条に基づき、興奮や幻覚等、人体への精神毒性を有し、かつ、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがある物質として知事指定薬物を指定する際に、宮城県指定薬物審査会を開催し、審査委員に知事指定の妥当性について意見を聴く。知事指定薬物の指定により、県内に危険ドラッグが流入するのを阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

県では平成 27 年 10 月に施行された「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、これまで累計 51 物質を知事指定薬物として指定し、他県等からの薬物流入抑止を図った。

今後も知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図っていく。

宮城県指定薬物審査会開催状況

開催年度	知事指定薬物数
H27 年度	12 物質
H28 年度	14 物質
H29 年度	11 物質
H30 年度	2 物質
H31・R1 年度	3 物質
R2 年度	6 物質
R3 年度	3 物質

### 3 関係資料

表 3-7-1 国内における覚醒剤事犯の検挙件数・人員数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
件数(件)	15,374	14,496	14,289	12,155	12,292	11,809
人数(人)	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970

出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-2 国内における覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
大麻事犯(人)	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783
麻向法事犯(人)	505	505	528	558	638	639
あへん事犯(人)	7	12	2	2	15	16

出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

注1 「麻向法」とは，麻薬及び向精神薬取締法のことである。

表 3-7-3 国内における薬物押収量

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
覚醒剤(kg)	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7
乾燥大麻(kg)	159.7	270.5	337.3	430.1	299.1	377.2
大麻樹脂(kg)	1.0	21.9	3.1	14.8	3.6	2.9
コカイン(kg)	113.3	11.6	157.4	639.9	821.7	15.1
ヘロイン(kg)	0.0	70.3	0.0	16.7	14.8	0
あへん(kg)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8
MDMA等錠剤型合成麻(錠)	5,122	3,244	12,307	73,915	106,308	80,623

出典：警察庁，財務省，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-4 国内における覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
検挙人員(人)	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970
暴力団関係者数(人)	5,114	4,796	4,687	3,777	3,592	3,058
構成比(%)	48.2	46.6	46.7	43.3	41.5	38.3

出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-5 本県における薬物事犯別検挙人員数

薬物名	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
覚醒剤	124	137	90	89	100	96
大麻	18	33	50	48	61	44
不正けし	0	0	0	0	0	0
麻薬	5	9	15	9	5	11
シンナー・トルエン	3	4	9	2	4	1
向精神薬	1	12	0	0	0	0
指定薬物	9	2	2	0	0	0
合計	160	197	166	148	170	152

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部(県業務課集計)調べ

表 3-7-6 本県における薬物別事犯検挙件数

薬物名	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
覚醒剤	187	190	138	130	150	128
大麻	26	36	71	67	72	55
不正けし	0	0	0	0	0	0
麻薬	4	11	13	14	4	15
シンナー・トルエン	3	7	9	4	4	1
向精神薬	1	5	0	0	0	0
指定薬物	8	6	2	0	0	0
合計	229	255	233	215	230	199

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部(県業務課集計)調べ

表 3-7-7 本県における薬物別押収量

薬物名	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
覚醒剤 (g)	38.296	72.348	100.794	71.294	1,051.718	0
覚醒剤水溶液 (mL)	0	238	0	0.3	0	0
乾燥大麻 (g)	147.584	865.964	67.608	1,831.0969	4,073.942	0
大麻樹脂 (g)	0.02	0	2.73	21.653	0.393	1,041.31
大麻草 (本)	4	6	22	5	295	0
大麻草 (g)	0	0	0	278.952	194.600	0
ヘロイン (g)	0	0.98	0	0	0	0
MDMA (錠, g)	0	6.99g	2錠	41錠	14錠	223錠 64.26g
LSD (g)	0	1	1	17	17	0
向精神薬 (cap・錠)	23錠	0	500cap	0	0	0
指定薬物 (g, mL, 個, 錠)	159.264g 0mL 0個, 0錠	192.759g 0mL 0個, 0錠	36.51g 0mL 4個, 4錠	50.65g 0mL 0個, 0錠	26.49g 0mL 0個, 0錠	0g 0mL 0個, 0錠

出典：東北厚生局麻薬取締部，県警察本部銃器薬物対策課，宮城海上保安部，  
横浜税関仙台塩釜税関支署，横浜税関仙台空港税関支署（県業務課集計）調べ

表 3-7-8 本県における薬物別事犯検挙人員に占める暴力団関係者数と割合

		H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
覚醒剤	検挙人員（人）	124	137	90	89	100	96
	暴力団関係者数（人）	65	67	49	61	57	57
	構成比（％）	52.4	48.9	54.4	68.5	57	59.4
大麻	検挙人員（人）	18	33	50	48	61	44
	暴力団関係者数（人）	3	3	9	7	6	7
	構成比（％）	16.7	9.1	18.0	14.6	9.8	16.0
麻薬	検挙人員（人）	5	9	7	9	5	11
	暴力団関係者数（人）	1	0	0	0	0	2
	構成比（％）	20.0	0	0	0	0	18.2

出典：東北厚生局麻薬取締部， 県警察本部銃器薬物対策課， 宮城海上保安部（県業務課集計）調べ

## 対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理

### 1 個別目標と各種事業

<b>個別目標</b>
① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を 35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。 ② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬の適正な管理について、医療機関等に対し指導・監督していく。 ③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。
<b>各種事業</b>
【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導 【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

### 2 施策の実施状況

<p>【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導</p> <p>【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課</p> <p>【事業の概要】 『東北厚生局麻薬取締部』 医療用麻薬等の横流し等に対する監視</p> <p>『県保健福祉部薬務課』 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を実施し、麻薬等の譲受け・譲渡し等について必要な監視を行うとともに、適切な保管、管理指導を行う。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】 『東北厚生局麻薬取締部』 医療機関等に対する立入検査を実施した。 新型コロナウイルスの治療のため、医療機関が多忙であり、立入検査の実施件数が減ったが、実施の際には監視指導を行っている。</p>
---



『県保健福祉部薬務課』

麻薬及び向精神薬取締法，覚醒剤取締法等に基づき，関係業務所等の立入検査を実施し，麻薬等の不正使用等の防止に努めた。

令和3年度の麻薬業務所数は1,775件で，立入検査実施業務所数は541件であった。年間立入検査率は，30.5%であり，目標の35%を下回った。違反を指摘された麻薬業務所は22件と，令和2年度の半数以下であった。

今後は医療用麻薬のほか，向精神薬等についても関係業務所に対し，適切な保管等管理指導を行う。

	麻薬業務所数（件）	立入検査実施業務所数（件）	年間立入検査率（%）
H28年度	1,705	672	39.4%
H29年度	1,739	674	38.8%
H30年度	1,766	627	35.5%
H31・R1年度	1,744	652	37.4%
R2年度	1,776	652	36.7%
R3年度	1,775	541	30.5%

【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

医療用麻薬等の横流し等に対する監視

『県保健福祉部薬務課』

医師，獣医師，薬局，医療機関等を対象とした研修会の開催や，各団体からの講師依頼に基づき，麻薬等の適正使用について，引き続き周知する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

医療機関等に対する立入検査を実施した。

新型コロナウイルス感染症患者の対応のため，医療機関が多忙であり，立入検査の実施件数が減ったが，実施の際には監視指導を行っている。

『県保健福祉部薬務課』

毎年、麻薬を取り扱う医療機関等からの講師依頼に基づき、医療用の麻薬や向精神薬、覚醒剤原料の適正使用や事故事例について講演を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

麻薬の取扱量が多い業務所などに対して積極的に研修を行う他、ホームページ等を活用した情報提供などにより、医療用麻薬や向精神薬等の適正使用の徹底を図った。

### 3 関係資料

表 3-8-1 国内における麻薬の盗難，所在不明件数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
盗 難	8	12	5	3	2	2
所在不明	318	257	331	295	310	279

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-8-2 国内における向精神薬の盗難，所在不明詐取件数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
盗 難	22	20	22	22	35	17
所在不明	23	26	31	25	31	34
詐 取	32	67	46	53	52	96

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-8-3 本県における麻薬の盗難，所在不明件数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年
盗 難	0	1	0	0	0	0
所在不明	7	5	3	2	0	3

出典：県保健福祉部薬務課

## 対策 9 水際対策の徹底

### 1 個別目標と各種事業

個別目標
① 入管法に基づく薬物関係外国人の強制退去，偽変造旅券等対策の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。 ② 関係機関の連携強化を図る。 ③ 海上・沿岸，空港等の監視体制の強化及び取締りを徹底する。
各種事業
【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実 【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施 【取組 9-3】 関係機関の連携強化 【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集，中型監視艇等を活用した取締りの徹底 【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り，貨物検査の強化 【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集，不正薬物密輸事件等の分析 【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

### 2 施策の実施状況

【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実
【機関名】 仙台出入国在留管理局
【事業の概要】 覚醒剤取締法等の薬物関係法令違反により有罪判決が確定した外国人については，出入国管理及び難民認定法第 24 条第 4 号チに規定する退去強制事由に該当し，判決確定後速やかに退去強制手続を行う必要があることから，これら外国人に関する関係機関からの通報に係る連絡・対応体制の充実等，更なる連携強化を図る。

**【実施結果及び評価・考察】**

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関が集う場面はなかったが、これまでに構築された通報・受理体制は継続して運用できたこともあり、薬物関係法令違反で退去強制事由に該当した外国人の退去強制手続を行う上での支障はなかった。

今後も継続して各関係機関との連携を強化するよう努め、厳格かつ確実な退去強制手続の遂行を継続して図っていく。

**【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施**

**【機関名】 仙台出入国在留管理局**

**【事業の概要】**

県内空海港においては、個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な出入国審査を実施するとともに、旅券等の鑑識を確実に実施し、偽変造文書を行使して不法入国しようとする薬物法令違反外国人等の入国を水際で防止する。

**【実施結果及び評価・考察】**

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内空海港における旅客便は運航中止となったことから、薬物法令違反に係る外国人の上陸拒否事案及び偽変造文書行使事案は発生しなかった。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、旅客便の運航が再開されると思われるところ、関係機関と連携の上、引き続き厳格かつ的確な出入国審査を実施する必要がある。

**【取組 9-3】 関係機関の連携強化**

**【機関名】 仙台地方検察庁，横浜税関仙台塩釜税関支署，横浜税関仙台空港税関支署，東北厚生局麻薬取締部，宮城海上保安部，県警察本部銃器薬物対策課**

**【事業の概要】**

『仙台地方検察庁』

関係機関主催の協議会等に参加し、情報の交換を行う。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流，密輸入対策会議の開催，研修への相互派遣及び密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。また，関係機関との現場レベルでの情報交換の一層の推進，共同で行う船舶に対する検査，張り込み，調査等の連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

薬物取締に関する意見交換や連絡体制について意識合わせを行うなどして，関係取締機関との連携強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』  
積極的な合同捜査の実施

『宮城海上保安部』

関係取締機関と連携し、仙台塩釜港及び石巻港に入港する外国船舶の情報を共有して綿密な立入検査を実施することにより、本邦への薬物等の密輸を未然に防止する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係する都道府県警察や取締機関と連携し、薬物密売組織の実態解明と取締り、水際対策を強化する。

【実施結果及び評価】

『仙台地方検察庁』

コロナ禍の中、各種協議会が中止又は書面開催となったが、必要に応じて対面又は電話での情報交換を行い、情報の共有を図ることができた。

引き続き、関係機関と情報交換等を行い、連携を密にし、適切な捜査・公判の遂行について協力を得られるように努める。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流及び情報共有を図った。

新型コロナウイルスの感染防止の観点から共同での訓練や検査等の実施はできなかったが、今後も継続的な人事交流や情報共有を実施し、連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

関係取締機関と薬物取締に関する意見交換を行うとともに、連絡体制について意識合わせを行うことで連携強化を図った。

不正薬物の水際取締を強化するには関係取締機関との連携が重要であることから、今後も継続して連携の強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

横浜税関及び函館税関からの事件通報を受けて、それぞれ密輸事件を検挙したほか、秋田県警察・宮城県警察・山形県警察とそれぞれ合同捜査を実施した。

関係機関との合同捜査の活用により、効率的に捜査を実施できた。

『宮城海上保安部』

新型コロナウイルス感染防止に留意しつつ、外国船舶に対し立入検査を実施し、本邦への薬物等の密輸を防止し、水際対策の徹底を図った。

立入検査を実施することで、薬物の密輸等に関し、一定の抑止効果があった。薬物事犯摘発には関係機関との連携強化が重要であることから積極的に情報交換を実施し、強固な連携の維持に努める。

『県警察本部銃器薬物対策課』

各捜査・調査機関と合同・共同捜査を展開し、薬物密売事件被疑者を検挙した。

今後も各捜査・調査機関と連携を密にし、情報共有の上、水際対策を推進する。

**【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集，中型監視艇等を活用した取締りの徹底**

**【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署**

**【事業の概要】**

不正薬物等の洋上取引対策として，県内の各漁協等関係者に，税関の不正薬物等に関する取締り等の取組を周知し，理解を得ることで情報収集の強化を図る。

また，中型監視艇を使用した洋上巡回・取締り，各漁港等への陸上巡回・取締りを強化し，密輸入防止強化を図る。

**【実施結果及び評価・考察】**

県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し，税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに，密輸情報提供依頼を行った。また，中型監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

情報提供依頼並びに海上及び陸上巡回による取締りを実施したことにより，更なる情報の提供及び通報体制の強化が図られた。

**【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り，貨物検査の強化**

**【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署**

**【事業の概要】**

港湾関係者に対して情報提供依頼を行い，入手した情報及び事前情報に基づく貨物検査の強化を図る。

**【実施結果及び評価・考察】**

港湾関係者からの密輸情報はなかったが，事前情報に基づく貨物検査を強化した。

不正薬物に関する情報はなかったが，事前情報に基づく検査の強化を行ったほか，港湾関係者に対し，不正薬物の国内流入阻止の必要性を訴えることができた。

**【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集，不正薬物密輸事件等の分析**

**【機関名】 横浜税関仙台空港税関支署**

**【事業の概要】**

関係機関及び関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸事件の分析を行い，分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施する。

**【実施結果及び評価・考察】**

関係機関及び関係者から情報収集に努め，過去の摘発事例や他空港の密輸入事件を参考に，注意すべき手口や傾向などの分析を行った。

効果的な水際取締を行うには，情報の収集・分析に基づいた取締りが不可欠であり，今後も継続していく。

**【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動**

**【機関名】 宮城海上保安部**

**【事業の概要】**

フェリー乗組員等の海事関係者に対し、危険ドラッグ等薬物が人体に及ぼす影響や、船内における乱用者への対応に関する講習会を実施するとともに、情報提供を呼びかけ、薬物事犯の対応に万全を期す。

**【実施結果及び評価・考察】**

フェリー乗組員等の海事関係者に対する講習会は実施できなかったものの、不審事象発見時の情報提供の呼びかけをするとともに、フェリーへの警乗及び旅客ターミナルにおける警戒を実施した。

フェリー乗組員からの情報を端緒として摘発に至った事例もあり、引き続き海事関係者に対する指導、啓発活動等を実施し、薬物事犯の対応に万全を期す。

## 宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

### (設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

### (組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。



宮城県薬物乱用対策有識者会議委員

氏 名	職 名
飯室 勉	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ 仙台ダルク代表
石井 義之	宮城県P T A連合会副会長
石川 達	医療法人東北会 東北会病院理事長
石橋 美幸	公募委員
金井 嘉宏	東北学院大学教養学部 准教授
北村 哲治	一般社団法人宮城県薬剤会副会長
木村 智	宮城県保護司会連合会事務局長
佐竹 節子	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木 非常勤相談員
宮腰 英洋	仙台弁護士会

(五十音順, 敬称略)

## 宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

### (組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

### (推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

### (幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

### (事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

別表1

宮城県薬物乱用対策推進本部員

	職 名
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
〃	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
〃	仙台保護観察所長
〃	仙台出入国在留管理局長
〃	仙台地方検察庁刑事部長
〃	横浜税関仙台塩釜税関支署長
〃	横浜税関仙台空港税関支署長
〃	東北厚生局麻薬取締部長
〃	宮城労働局雇用環境・均等室長
〃	宮城海上保安部長
〃	宮城県総務部私学・公益法人課長
〃	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
〃	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
〃	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
〃	宮城県保健福祉部社会福祉課長
〃	宮城県保健福祉部精神保健推進室長
〃	宮城県保健福祉部薬務課長
〃	宮城県精神保健福祉センター所長
〃	宮城県立精神医療センター院長
〃	宮城県教育庁義務教育課長
〃	宮城県教育庁高校教育課長
〃	宮城県教育庁保健体育安全課長
〃	宮城県教育庁生涯学習課長
〃	宮城県警察本部生活安全部長
〃	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長
〃	宮城県警察本部生活安全部少年課長
〃	宮城県警察本部刑事部長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課長
〃	仙台市健康福祉局保健所健康安全課長

別表 2

宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

	職 名
幹事	宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課銃器薬物捜査指導官
〃	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長